



泰國通貨法及泰國銀行條令
橫濱正金銀行調查部編



0027622-000

337.22-Y75ウ

泰国通貨法及泰国銀行条令

横浜正金銀行調査部

昭和18

ADH

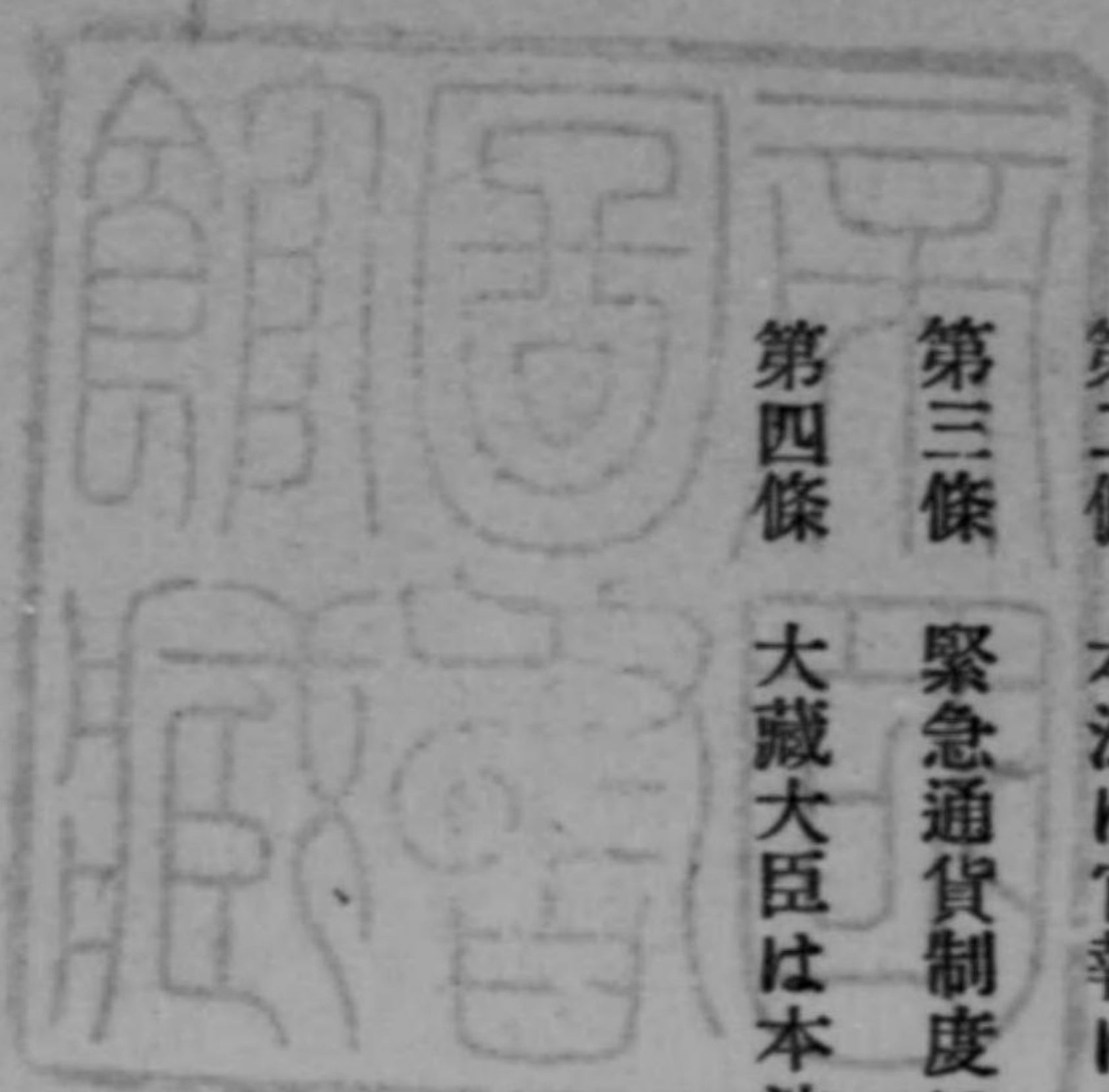


泰國通貨法及泰國銀行條令

正金特報第四號 (昭和十八年一月)

橫濱正金銀行調查部

337.22
Y75



佛曆二四八五年緊急通貨法（第三號）

現治世第九年佛曆二四八五年十二月九日裁可

國王は人民代表議會が緊急通貨制度に關する法律の修正を適當なりと認めたるにより人民代表議會の協賛を経て本法を制定すること左の如し

第一條 本法は佛曆二四八五年緊急通貨法（第三號）と稱す

第二條 本法は官報に公告の日より效力を發生す

第三條 緊急通貨制度に關する法律の施行期間を泰國が現に遂行する戰爭の終了迄延長す

第四條 大藏大臣は本法の施行を監督す

内閣總理大臣

元帥 ビブソンクラム

（佛曆二四八五年十二月十日附官報）



本編は佛曆二四八五年泰國緊急通貨法第三號、同第九號、泰國銀行業務條令、同令に關する泰國大藏省告示の四法令を翻譯したものである。

昭和十八年一月十五日

横濱正金銀行調査部

佛曆二四八五年通貨法（第九號）

現治世第九年佛曆二四八五年十一月二十日裁可

國王は人民代表議會が通貨に關する法律の修正を適當なりと認めたるにより人民代表議會の協賛を経て本法を施行すること左の如し

第一條 本法は佛曆二四八五年通貨法（第九號）と稱す

第二條 本法は官報に公告の日より效力を發生す

第三條 佛曆二四八五年通貨法（第八號）に依り修正したる佛曆二四七一年通貨法第七條を廢止し左の如く改正す

「第七條 大臣は左記幣種の貨幣を附表に明記したる重量、品位及び公差に従つて鑄造せしむることを得

銀貨 (一) 一 銖

(二) 五十士丹

(三) 二十五士丹

(四) 二十士丹

(五) 十士丹

(六) 五士丹

ニツケル貨 (一) 十士丹

967
20

(三)

銅貨 (一) 五十士丹

(二) 一士丹

(三) 半士丹

(四) 十士丹

(五) 五士丹

(六) 一士丹

錫貨 (一) 五十士丹

(二) 一士丹

(三) 半士丹

(四) 十士丹

(五) 五士丹

(六) 一士丹

第四條 佛曆二四八三年通貨法（第六號）に依り修正したる佛曆二四七一年通貨法第八條を廢止し左の如く改正す

「第八條 貨幣局は大藏省の定むる色彩、形狀に則り所定各種額面の紙幣を發行することを得

紙幣は貨幣局により發行せられてより同局に還流若くは回收せらるゝまで流通中なりと看做す

第五條 佛曆二四八五年通貨法（第八號）に依り修正したる佛曆二四七一年通貨法第九條を廢止し左の如く改正す

「第九條 (一) 二十士丹以上の金貨、銀貨又は紙幣を無制限法貨とす

(二) 十士丹及び五士丹の銀貨、ニツケル貨又は錫貨は十銖迄を限り法貨とす

(三) 一士丹及び半士丹の銅貨又は錫貨は五銖迄を限り法貨とす

第六條 佛曆二四八五年通貨法（第八號）に依り修正したる佛曆二四七一年通貨法第九條補則を廢止し左の如く改

正す

第九條補則 大藏大臣必要と認めたるときは流通中の或種貨幣の法貨たることを取消すべき権限を有す但し大臣の

定むる期限及び條件に従ひ左の目的に使用するを妨げず

(イ) 政府に對する債務辨済の爲めにする使用

(ロ) 法貨たる通貨と交換の爲めにする提供

前項に基き大藏大臣の定むる期限及び條件なきときは該貨幣が紙幣なるときは凡て回收せられたるものと看做し國家の收入として之に代へて他の紙幣を發行し得るものとす本發行は之を官報に公告す

第七條 佛曆二四八五年通貨法(第八號)に依り修正したる佛曆二四七一年通貨法附表を廢止し本法附表の通り改正す

第八條 大藏大臣は本法の施行を監督す

内閣總理大臣

元帥 ビブソンクラム

(佛曆二四八五年十二月八日附官報)

【附表】

銀	銀	金屬類別	硬貨種類	標		準		公		差	
				重	量	品	位	重	量	品	位
銀	銀	銀	五十五士丹	七・五瓦	一五瓦	銅銀	三六五〇〇	五十五士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
銀	銀	銅銀	二十士丹	三瓦	三五〇〇	銅銀	三五五〇〇	二十士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
銀	銀	銅銀	十士丹	二・五瓦	三五〇〇	銅銀	三五五〇〇	十士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
銀	銀	銅銀	五士丹	一・五瓦	三五〇〇	銅銀	三五五〇〇	五士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
ニツケル	ニツケル	純ニツケル	十士丹	三・五瓦	三五〇〇	純ニツケル	三五五〇〇	十士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
ニツケル	ニツケル	純ニツケル	五士丹	二瓦	三五〇〇	純ニツケル	三五五〇〇	五士丹	一八二瓦	一九二瓦	千分の五・五
銅	銅	鉛錫銅	半士丹	二瓦	九四五	鉛錫銅	九四五	半士丹	一五瓦	二〇瓦	千分の五・五
銅	銅	鉛錫銅	一士丹	三・五瓦	九四五	鉛錫銅	九四五	一士丹	一七・五瓦	二〇瓦	千分の五・五
錫	錫	銅錫	一士丹	一・五瓦	一九〇〇	銅錫	一九〇〇	一士丹	一〇瓦	一五瓦	千分の五・五
錫	錫	銅錫	五士丹	三瓦	一九〇〇	銅錫	一九〇〇	五士丹	一〇瓦	一五瓦	千分の五・五
錫	錫	銅錫	一〇士丹	五瓦	一九〇〇	銅錫	一九〇〇	一〇士丹	一〇瓦	一五瓦	千分の五・五

銀	銀	銀	銅	銅	ニツケル	ニツケル	銀	銀	銀	銀
二十五士丹	二十士丹	十士丹	半士丹	一士丹	五士丹	十士丹	五士丹	十士丹	二十士丹	二十五士丹
三・七五瓦	三瓦	二・五瓦	二瓦	三・五瓦	二瓦	三・五瓦	一・五瓦	二・五瓦	三瓦	三・七五瓦
銅銀	銅銀	銅銀	鉛錫銅	鉛錫銅	純ニツケル	純ニツケル	銅銀	銅銀	銅銀	銅銀
三五五〇〇	三五五〇〇	三五五〇〇	九四五	九四五	三五五〇〇	三五五〇〇	三五五〇〇	三五五〇〇	三五五〇〇	三五五〇〇
二十五士丹	二十士丹	十士丹	半士丹	一士丹	五士丹	十士丹	五士丹	十士丹	二十士丹	二十五士丹
千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇	千一箇
六五・五瓦	六五・五瓦	六五・五瓦	一五瓦	一七・五瓦	一五瓦	二〇瓦	一七・五瓦	二〇瓦	一八二瓦	一九二瓦
千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五	千分の五・五

佛曆二四八五年泰國銀行業務條令

現治世第九年佛曆二四八五年十二月四日制定

佛曆二四八五年泰國銀行法施行規則の制定を適當と認め攝政會議は國王の名の下に佛曆二四八五年泰國銀行法第四〇條に基き勅令を公布すること左の如し

- 第一條 本勅令は「佛曆二四八五年泰國銀行業務に關する勅令」と稱す
- 第二條 本勅令は官報に公告の日より效力を發生す
- 第三條 泰國銀行は佛曆二四八五年十二月十一日よりその業務を開始す
- 第四條 大藏大臣は本令の施行を監督す

第一章 重役會

- 第五條 泰國銀行業務の執行及び監督を行ふ爲め重役會は左の事項を決定す
 - 一、支店又は代理店の設立及び廢止
 - 二、勅令の認むる業務の一般的條件並に範圍の決定
 - 三、割引及び利子の標準歩合の決定
- 四、信用の許容

五、第二十二條に基く損益計算書、貸借對照表及び年報の提出

六、銀行内規の制定

第六條 總裁は隨時重役會議を召集することを得但し一箇月一回を下らざることを要す
重役會は三名以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず

第七條 重役會の決議は多數決に依る可否同數なるときは總裁之を決す

第八條 重役は職責遂行上生じたる費用及び損失に就き泰國銀行より辨償を受くる權利を有す但し自己の過失に基く場合はこの限りにあらず

第九條 重役は左の事由に因り生じたる泰國銀行の費用及び損失に對しその責に任ぜず

- 一、銀行の爲めに取得したる財産又は有價證券の價值又は權利の不充分又は不完全
- 二、銀行の取引先又は債務者の支拂不能、破産若くは不正行爲
- 三、職責遂行上若くはそれに關聯してなせる行爲

但し該費用又は損失が悪意、過失又は重大なる不注意に依るときはこの限りにあらず

第十條 重役に對する報酬は大藏大臣之を定む

第十一條 重役左に該當するときはその職を免す

- 一、破産を宣告せられ又は無能力者となりたるとき
- 二、正當の理由なくして引續き三回以上重役會議に欠席したるとき

三、他銀行の重役又は役員に就任したるとき

第二章 泰國銀行の業務

第十二條 泰國銀行は中央銀行として左に掲げたる業務を行ふ

一、佛曆二四八五年泰國銀行法第四章の規定に基き紙幣及び銀行券の發行並びに管理、準備金の運用

二、諸預り金及び無利息當座預金の受入

三、正常取引又は商取引に基き生じたる爲替手形及び約束手形の買入、賣却及び再割引 右手形は資産確實なるもの二名以上の署名を有しその一人は銀行たることを要し且重役會の定むる期間内に満期となるべきものとす但し支拂猶豫日を除き買入又は再割引の日より六箇月を超ゆることを得ず

四、銀行を相手方とする外國爲替の買入又は賣却

五、國庫及び他銀行勘定の開設及びそれに伴ふ必要なる一定金額の保持但し右預金は要求拂、通知拂又は定期拂たることを得

六、左記證券を擔保とする貸付

イ、政府證券又は政府が元本及び利子の支拂を保證したる證券

ロ、金銀又は金銀に對する權利證券

ハ、第三項に規定したる買入又は再割引條件を具備したる爲替手形及び約束手形

ニ、銀行振出約束手形にして正常取引又は商取引に基き許容せられたる貸金又は當座貸越に對する擔保として銀行に讓渡又は質入せられたる貨物に對する權利を代表する證券に依り擔保せられたるもの

但し右貸付は如何なる場合に於ても六箇月を超ゆることを得ず

七、政府に對する無擔保貸上金但し通常豫算に基く支出に對し大藏省を通じて行ふものにして當該支出の二割五分を限度とし且次會計年度最初の三箇月以内に辨濟せらるべきものに限る

八、泰國銀行支店又は代理店を支拂の場所とする一覽拂手形の振出

九、泰國政府證券、外國政府證券及び外國一流證券の申込、買入及び賣却

本項に於て政府が元本及利子の支拂を保證したる證券は之を該政府證券と看做す

一〇、金錢、有價證券及び其他有價物の保護預り並びに有價證券より生ずる元本、利子等所得の取立

一一、金及び銀の賣買

一二、泰國銀行業務の爲めにする借入金並びに右に對する擔保の提供

一三、大藏大臣の承認を得たる國際金融取引

一四、動産たると不動産たるとを問はず泰國銀行債權の全部又は一部辨濟として取得したる一切の財産の賣却

一五、手形交換制度の實施

一六、佛曆二四八五年泰國銀行法第六章の規定に基く大藏省預金勘定の受入及び支拂、政府の爲めの爲替、外國送金その他銀行業務の執行、公債の發行並に管理

一七、左の業務執行に關する政府代理者としての行爲

イ、金及び銀の賣買

ロ、爲替手形、有價證券及び株券の買入、賣却及び讓渡

ハ、有價證券又は株券より生ずる元本、利子又は配當金等所得の取立

ニ、外國爲替の管理及び集中

ホ、政府の委託する一切の業務

一八、其他佛曆二四八五年泰國銀行法及び勅令に基く泰國銀行の職責遂行に附隨する一切の業務

第十三條 第十二條の規定に基き泰國銀行は左の行爲を爲すことを得ず

一、商取引に従事し商業、工業又は其他の事業に對し直接權利を取得すること但し債權執行の爲めに取得せる權利を除き且取得せる權利は之を速かに處分することを要す

二、他銀行又は會社の株式の買入又は株式を擔保とする貸付

三、不動産又は不動産權利證を抵當又は見返りとする貸付をなし又は營業用並びに職員の住宅用として必要な場合を除き不動産所有權を取得すること但し債權が危殆に陥りたる時に限り不動産を擔保とし又はその所有權を取得することを得 取得せる權利は之を速かに處分することを要す

四、無擔保貸付

五、一覽拂以外の手形の振出

第三章 各銀行の保有すべき準備金

第十四條 佛曆二四八五年泰國銀行法第三十二條に基き泰國銀行に保有すべき各銀行の最低預金殘高左の如し

一、通常の場合に在りては要求拂債務の百分の五及び定期拂債務の百分の二

二、特殊の場合に在りては要求拂債務の百分の三及び定期拂債務の百分の二

泰國銀行は各銀行業務の性質を考慮し右預託準備に關し一切の銀行に對しその特殊率を決定する權限を有す本條の目的となるべき債務には泰國銀行より受けたる貸付金を含まず

第四章 會計検査人の權限及び職責

第十五條 重役會は毎年會計検査人を選任す但し最初に選任せられたる會計検査人が第二十二條に基く第一回の貸借

對照表及び損益計算書を提出するまでその職に止まり且職責遂行中の場合はこの限りにあらず

會計検査人は重役會に依り再選せらるゝことを妨げず

會計検査人に缺員を生じたる時重役會は前任者の殘存任期を限り會計検査人を選任することを得

第十六條 會計検査人は泰國銀行の諸帳簿を検査し貸借對照表と共に關係諸勘定書及び諸證憑を監査すべし

第十七條 會計検査人は貸借對照表及び諸勘定書につき大藏大臣に報告すべし 右報告書には自己の意見に於て貸借

對照表が凡ての必要事項を含み詳細且公正なるものにして泰國銀行の業務狀態を誠實且正確に示す如く調製せられ

たるものなることを確認する旨記述するを要し且監査に當り必要の事項については是認且満足すべきものなるや否やに付き銀行當局の説明又は報告を徴したることを記述するを要す

第十八條 總裁又は重役會より照會ありたるときは會計検査人は再割引及び貸付金に對する標準歩合の變更、公債の應募、有價證券の買入に關する一切の事項につき意見を述べべし

第十九條 職務執行の爲めに會計検査人は泰國銀行の諸帳簿、勘定書、其他一切の諸書類を點檢し泰國銀行の重役又は役員に質問をなし又は右に關する説明及び報告を徴することを得

第五章 勘定書及び報告書

第二〇條 泰國銀行の會計年度は曆年に依る但し最初の會計年度は佛曆二四八五年十二月十一日に始まり佛曆二四八六年十二月三十一日に終了す

第二一條 泰國銀行は大藏大臣の定むる書式に従ひ毎週發行部及び銀行部の報告を大藏大臣に提出すべし右週報は公表せらるべきものとす

第二二條 泰國銀行は毎會計年度最終日より二箇月以内に前年十二月三十一日現在に於ける貸借對照表及び損益計算書を調製し總裁、副總裁及び計算局長の署名、會計検査人の證明を附し且年度中に於ける銀行業務狀態に關する重役會報告書を添へて大藏大臣に提出すべし右は公表せらるべきものとす

第六章 暫定附則

第二三條 第十二條及び第十三條の規定に拘らず泰國銀行は國立銀行局の資産及び負債を承繼したる結果必要となりたる銀行局の業務を行ふことを得但し第十二條及び第十三條の規定に反する一切の業務は速かに終了せしむべきものとす

内閣總理大臣 元帥 ビンソンクラム
(佛曆二四八五年十二月八日附官報)

佛曆二四八五年泰國銀行法に關する大藏省告示

佛曆二四八五年泰國銀行法第二十四條及第二十五條に基き大藏大臣は左の通り告示す

- 一、泰國銀行は通貨制度に關する諸法令の規定に従ひ佛曆二四八五年十二月十一日以降追て告示ある迄臨時に政府紙幣を發行することを得
- 二、佛曆二四七一年通貨法に基き創設したる準備金及其の負債、大藏省通貨部の業務及びその豫算の移管は佛曆二四八五年十二月十一日より效力を發生す

(佛曆二四八五年十二月八日)

大藏大臣 ポリバンユタキツト

〔以上〕



製本控

967	函	20	號	年	月	日
泰國通貨及泰國銀行條例						
冊						

備考



昭和十八年二月五日 印刷
昭和十八年二月十日 發行

(非賣品)

發行者

東京市日本橋區本石町一丁目六番地
橫濱正金銀行調查部長

難波 勝 二

印刷者

東京市日本橋區本石町一丁目六番地
橫濱正金銀行東京支店附屬印刷部

川島 辰 次 郎

967
20



